エレベーター用防災キャビネットの設置及び管理に関する情報収集結果

総務省
Ministry of Internal Affairs and Communications

令和８年11月19日
関東管区行政評価局

情報収集の背景

✔ 平成30年の大阪府北部地震では多数のエレベーター閉じ込めが発生しており、今後、首都直下地震や南海トラフ地震においても大規模なエレベーター閉じ込めの発生が想定されるため、エレベーター内に簡易トイレや非常用飲料水等を備えた**防災キャビネットの重要性は高まっています**。

✔ こうした状況を踏まえ、関東管区行政評価局において、国の行政機関が入居している建物（以下「庁舎」という。）の**エレベーターの利用者の安心・安全のさらなる向上を図る観点から**、関東甲信越地方にある庁舎のうち13庁舎を管理する各機関（以下「管理官署」という。）に対して、**エレベーター用防災キャビネットの設置及び管理の実態について情報収集を実施しました。**（実施時期：令和８年８月～10月）



情報収集結果を踏まえた当局の対応等



● エレベーターの閉じ込め事故は現行基準に適合した設備でも発生し得ることから、利用者の安心・安全のさらなる向上を図る観点から、防災キャビネットの設置、適切な維持管理及び来庁者等への周知が重要であると考えられます。

● 今回、情報収集の過程で、未設置の庁舎の管理官署から、今後、防災キャビネットの設置を検討したいとの声が聞かれたことなどを踏まえ、国の行政機関における防災キャビネットの設置を促進する観点から、設置や維持管理に関して参考となる情報を整理した資料（別紙）を取りまとめ、**総務省本省を通じて財務省及び国土交通省に情報提供**をしました。これを受け、**財務省では一部の庁舎の管理を担っている各財務局への周知を、国土交通省では地方公共団体の建築部局への周知を実施**することとしています。

● あわせて、本資料は、行政機関だけでなく民間機関において防災キャビネットの設置や管理を行う上でも有用であると考えることから、公表します。これにより、官民問わず、防災キャビネットの役割についての理解が広がるとともに、エレベーター閉じ込め時への備えの重要性に対する意識が高まり、必要な対策が進むことを期待しています。

（本件連絡先）
総務省関東管区行政評価局
評価監視部第１評価監視官室
電話：048（600）2321

別紙

ご存じですか？
エレベーターの防災キャビネットのこと



Q1 防災キャビネットって何？



地震や停電などの際にエレベーター内へ閉じ込められた場合に備え、飲料水や簡易トイレなどを収納しています。万一の際に、救助を待つ間の安全確保や安心につながるようサポートします。



Q2 防災キャビネットはなぜ必要なの？



一定以上の高さのエレベーターには、地震発生時に揺れの大きさを感知し、最寄り階へ自動停止させる安全装置の設置が義務付けられています。しかし、最寄り階に停止する前に大きな揺れを感知した場合は、利用者が閉じ込められる可能性があります。防災キャビネットがあることで、閉じ込められた方の安全の確保や安心感につながります。

国では首都直下地震や南海トラフ地震における被害想定を公表しています。この中でエレベーターへの閉じ込めが多数となることが想定されており、その救出には長時間がかかるとされています。

Q3 防災キャビネットの設置は義務なの？

法令上の設置義務はありません。
ただし、利用者の安全を確保するため、自主的に設置する建物が増えています。



Q4 防災キャビネットには何が入っているの？





防災キャビネットの収納品（例）



水



簡易トイレ・トイレシート



消臭剤



懐中電灯



目隠しポンチョ



ブランケット

これらの収納品が救助までの時間を安全に過ごすための役に立ちます。

1　庁舎における防災キャビネットの設置の背景・経緯、必要性についての認識

●設置状況 13庁舎（88台）のうち、設置済みは7庁舎（66台）（総務省関東管区行政評価局調べ）

●設置の背景・経緯の類型

災害対策の強化

- 毎年実施している、職員による業務改善提案を契機として設置
- 令和８年２月に東京スカイツリーで発生した閉じ込め事故を契機として設置
- 庁舎に入居している他の官署からの要望を受け設置

実際のリスクの顕在化

- 建物老朽化による閉じ込めのリスクを踏まえ、非常時の備えの必要性から設置
- 事故には至らなかったが、エレベーターが一時停止した事象を契機として設置

庁舎整備時に導入

- 庁舎新築時に設置



未設置の庁舎の管理官署の声

今回、情報収集をした庁舎の中には、

- エレベーターのかごが小さいため設置が難しい
- 設置するための予算の確保が難しい
- 必要性について認識できていなかった

といった理由で未設置となっている庁舎もみられたが、今後、設置を検討したいとの声も聞かれた。

●設置の理由

設置済みの庁舎の多くで
- **利用者の安全確保・健康被害防止**
- **大規模地震等への備え**

を理由として設置

例

・首都直下地震による閉じ込め発生時における利用者の安全確保及び健康被害の防止のため
・閉じ込め発生時に救出まで時間を要する場合でも、利用者が防災キャビネット内の収納品を活用することで健康状態を維持しながら安全に救出を待てるようにするため

調達の仕方としては以下のとおり

庁舎新築の契約に組み込み

当初予算の範囲内で調達

メーカーからの参考意見

現行基準に適合したエレベーターにおいても閉じ込め事故は発生する可能性がある

防災キャビネットは、閉じ込め発生時における、救助までの間の健康被害や精神的不安を軽減するための備え

首都直下地震や南海トラフ地震のような大規模災害時には、多数の閉じ込めが発生することで、保守会社が到着するまでに時間を要することが想定されるため、防災キャビネット設置の重要性は高い

令和８年８月に北陸地方で発生した記録的な大雨の際にも・・・・

停電によりエレベーター１台で閉じ込めが発生。保守会社も豪雨の影響を受け、閉じ込めから救助まで約２時間を要した。救助を待つ間、防災キャビネット内の水、トイレ及びLEDランタンを使用できたことで、「防災キャビネットがあってよかった」との声あり。

2　設置済みの庁舎における防災キャビネットの維持管理及び交換等の状況

管理体制

管理方法	庁舎数
管理官署にて管理	6
事業者にて管理	1

※　防災キャビネットの維持管理は、一般的に保守会社の保守の対象外であることから、原則、建物所有者・管理者が行う必要があります。

交換後の取扱い

交換された収納品の主な活用方法

- 職員配布
- フードバンクへの提供
- 生活用水として活用

維持管理の方法等

使用期限の管理方法

- 施設管理者が、収納品の品名・個数・使用期限等をリスト化して管理
- 他の防災備蓄品と一体的に管理する例もあり

点検頻度

- 年１回又は半年に１回の定期的な目視点検のほか、日常的な外観点検を行う例もあり

交換方法

- 施設管理者が収納品を調達・交換
- 収納品を個別に交換する例のほか、複数の収納品を一括して交換する例もあり

交換タイミング

- 原則として使用期限の到来前に交換
- 具体的には期限の１～２か月前を目安に交換

収納品の構成



水とトイレが最重要！

使用期限がある収納品例（保存期間の目安）
- ●保存水（５～10年）
- ●非常食（５～10年）





●主な収納品例



適切な維持管理に関する管理官署の意見

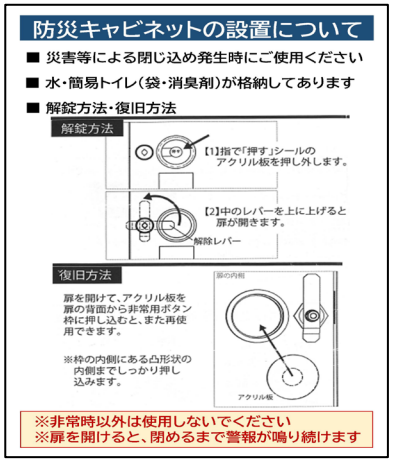
防災キャビネットを適切に維持管理していくためには、
- マニュアル等を作成して業務に組み込み、引き継ぐことが重要
- 他の防災備蓄品と一体的に管理し、交換時期を合わせることで、収納品の確実な確保及び交換漏れの防止が重要



3　外部からの来庁者等への周知に関する取組状況

来庁者への周知

外部からの来庁者にも防災キャビネットの開け方が分かるように、エレベーター内に案内を掲示している取組あり



入居する他の官署への周知

防災キャビネットの設置や収納品について以下の方法で周知



パンフレット


メール


連絡会議

エレベーター内掲示



設置した防災キャビネットの周知に関する管理官署の意見

分かりやすい周知

- エレベーター内の掲示を作成した際には、**来庁者向けの案内になる**ことや、収納品の中身、開け閉めの方法を**分かりやすく周知すること**を意識して作成。**特に、開け閉めの方法を最も伝えたいと考えたため、図を用いて分かりやすく掲示**

いたずら防止対策

- 防災キャビネット本体に「非常時以外触らないでください」と日本語と英語で記載のあるシールを貼るとともに、**個別の収納品の使用方法の案内は防災キャビネットの中に格納し、必要最低限の情報のみ掲示**



その他の周知方法





閉じ込めが発生した場合には、エレベーター内にあるスピーカーを通じて、防災センターから閉じ込められている方に対して、防災キャビネットの開け方や収納品の使用方法を案内することを検討している取組あり

※本資料に掲載しているイラストの一部は、生成AIを利用して作成したものです。